

令和2年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画
市民政策コメントの意見及び意見に対する市の考え方

鳥取県東部圏域（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）を対象とした令和2年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画を策定するにあたり、広く住民の意見を求めるため市民政策コメントを実施しましたので、結果をお知らせします。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：令和2年2月14日（金）から3月6日（金）まで
- (2) 応募方法：郵送、持参、ファクシミリ、電子メール又は鳥取市公式ホームページ
- (3) 閲覧場所：本市公式ホームページでダウンロードできるほか、本庁舎総合案内所、各総合支所の窓口、鳥取市保健所及び鳥取県東部圏域各町役場窓口

2 応募結果

意見総数：7件（1団体、1個人）

3 主な意見の要旨と意見に対する市の考え方

第3 監視指導の内容		
	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	令和元年度は食中毒発件数が少なかった。消費者への情報提供として、取り組みの状況の特徴や教訓等を教えてほしい。	近年の食中毒で多く発生しているノロウイルスやカンピロバクター食中毒の発生要因を踏まえて、食品衛生月間イベントや出前講習会及び市報・町報・テレビ・ラジオ等の媒体にて食中毒予防について周知活動を行っています。
2	食品表示に関する監視事項について、健康増進法及び景品表示法も加えてほしい。特に業務用食品を取り扱う事業者について監視をしてほしい。	健康増進法及び景品表示法等の他法令についても、担当部局とも連携し対応を行っています。また、業務用食品取扱事業者も従来から監視の対象としています。
3	食品衛生法違反施設の監視回数を増やしてほしい。	食品衛生法違反施設の監視回数は改善事項の遵守を確認するため、重点監視対象施設の中でも多く設定しています（年3回、その他の施設は年1～2回）。必要に応じてそれ以上の監視も行っているところです。
4	違反を発見した場合の対応（1）イ「改善のための行政指導は、原則、書面によって行う」と記載があるが、文書指導件数が少なく実効性が伴っていない。もっと実効性のある計画を立てるべきではないか。	行政指導は、違反の内容や改善状況等を鑑み、文書での指導以外に表示不適等で速やかな改善ができるものについて口頭指導も行っていますが、頂いたご意見を参考に、今後もより適切な指導を行っていきます。
5	違反による処分を行った場合は公表を行うこととしている。消費者の安全に関わるため、公表のやり方について明確にすべき。	食中毒原因施設の営業停止や違反食品の回収命令等、消費者の安全に関わる重大な違反による行政処分を行った場合は、報道機関への資料提供や公式ホームページ等での公表を行っています。

第5 情報提供及び意見交換に関する事項		
	意見の要旨	意見に対する市の考え方
6	食品の安全性を確保するために、食の安全に関するリスクコミュニケーションの機会を増やす等、事業者・消費者との連携を深める取り組みをすすめてほしい。	本計画の中で、消費者団体等と連携を図ることとしており、引き続き、消費者の方との意見交換会などリスクコミュニケーションを実施し、事業者・消費者との連携を深めていきます。
パブリックコメントの実施方法について		
	意見の要旨	回答・方針
7	昨年度の計画から変更点が分かりづらい。変更点について下線を引き、変更理由を記載する等を行ってはどうか。	パブリックコメントを行う際は、頂いたご意見を参考に、より分かりやすくなるよう改善を行います。